

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

取組責任者：安全統括管理者 砂川 光邦

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

株式会社イトキューでは、法令順守並びに輸送の安全確保が経営の根幹、社会的責務であることを強く意識し、社員一人ひとりが責任と役割を果たすべく安全に対する対策を講じてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

・2024年度（2024年8月～2025年7月）

	人身事故		車両・物損事故	
	目標	実績	目標	実績
2024年度	0件	0件	0件	4件

・2025年度（2025年8月～2026年7月）

	人身事故		車両・物損事故	
	目標	実績	目標	実績
2025年度	0件	一件	0件	一件

3. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する目標を踏まえ、以下の事項について取り組んでまいります。

- （1）関係法令及び社内安全管理規定等に定められた事項について、乗務員に対し定期的な教育を実施し、法令順守に努める
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的且つ効率的に行うよう努める
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、安全管理体制が効果的に実施されているかを確認する
また必要な是正措置および予防措置を講じる
- （4）安全統括管理者を中心とした事故防止対策会議を定期的で開催し、事故の原因究明と防止対策を討議するとともに、安全向上についての意見交換を行う
- （5）輸送の安全に関する内容について乗務員への定期的な教育を実施し、意識の向上を図る

4. 輸送の安全に関する年間計画

年間を通し、輸送の安全に関する内容について以下の通り取り組みます。

- ・独立行政法人自動車事項防止対策機構が実施する適性診断等を受講します。
- ・全社員に対し定期健康診断を行い、診断結果に基づき健康管理の重要性、個人指導を行います。
また、異常が認められた社員については医療機関での治療を推奨します。
- ・乗務員に対し輸送の安全に関する内容の教育計画を策定し、定期的実施します。
- ・異常気象、災害、事故発生を想定した訓練を実施します。
- ・乗務員やドライブレコーダーを基に運行現場でのヒヤリハット情報を収集し、教育の機会を利用して事故防止に活用します。
- ・内部監査の結果に基づき、必要な取り組みを実施します。

5. 輸送の安全に関する情報伝達、組織体制

- （1）安全管理規定は別途資料の通り定めます。
- （2）輸送の安全に関する組織、連絡体制は別表の通り定めます。

以上